

吉野川市バンブーパーク竹林保全に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）、特定非営利活動法人 竹林再生工房かぐや乃さと（以下「乙」という。）及び株式会社 山内組（以下「丙」という。）は、甲と丙が指定管理の協定を締結している吉野川市バンブーパーク（以下「バンブーパーク」という。）の管理及び運営以外の竹林の保全事業の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 本協定は、バンブーパーク内の竹林の適正な維持保全を図り、環境問題に寄与するため、円滑な管理をそれぞれの立場で協力して実施することを目的とする。

（甲の役割）

第2条 本事業の円滑な実施及び事業効果の確保を図るため、乙及び丙との連絡調整を行うものとする。

（乙の役割）

第3条 バンブーパーク内の竹林を甲の認める範囲において間伐するにあたり、丙と連絡調整を行い、保全及び美化に努め、併せて伐採した竹は有効再生を行う等、環境問題に寄与するものとする。

（丙の役割）

第4条 指定管理者として本事業を実施するにあたり、乙と連絡調整を行い、また可能な限り協力し、適切な公園の管理運営に努めるものとする。

（協定期間）

第5条 協定期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。

（協定に係る費用）

第6条 本事業に係る費用は、原則無償とする。

（協定の廃止又は変更）

第7条 乙又は丙は、本協定を廃止又は変更しようとする場合は、あらかじめ甲に申し出なければならない。

2 甲は、前項の申し出があった場合は、申し出者以外の協定締結者にその旨を通知するものとする。

3 この協定の廃止又は変更は、協定締結者の全員の合意によらなければならない。